

平成29年6月秋田市議会定例会提出予定案件	
件名	説明
「 条 例 案 」 9 件	
1 秋田市個人情報保護条例の一部を改正する件 ・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）：平成27年9月9日公布、一部を除き平成29年5月30日施行	○改正理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（平成27年法律第65号）に伴い、保有特定個人情報の範囲および保有個人情報の訂正を実施した場合の通知に係る規定を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 条例事務関係情報照会者等に係る情報提供等記録を保有特定個人情報から除くこととする。 2 保有個人情報の訂正を実施した場合に、条例事務関係情報照会者等に通知することとする。 ○施行期日 公布の日から
2 秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 再度の育児休業等を行うことができる特別の事情を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 保育所への入所等の申込みを行っているが、当面入所等の見込みがない場合は、 (1) 再度の育児休業 (2) 育児休業の期間の再度の延長 (3) 育児短時間勤務終了後1年以内の再度の育児短時間勤務 を行うことができることとする。 ○施行期日 公布の日から

<p>3 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）：平成29年3月31日公布、一部を除き平成29年4月1日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>雇用保険法の一部改正（平成29年法律第14号）に伴い、失業者の退職手当の支給要件を改める等とともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 難治性疾患等により就職が困難な者であって、一定の要件を満たすものに対して、所定給付日数を超えて退職手当を支給することができることとする。 2 職業紹介事業者等の紹介による就職等のため住所又は居所を変更する者に対して、移転費に相当する退職手当を支給することとする。 3 平成34年3月31日以前に退職した職員であって一定の要件を満たすものに対して、退職手当を支給することができることとする。 4 1は退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後である者について適用する旨の経過措置を規定する。 5 2は職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合に適用する旨の経過措置を規定する。 <p>○施行期日</p> <p>公布の日から。ただし、2および5は平成30年1月1日から。</p>
<p>4 秋田市市税条例の一部を改正する件</p> <p>・地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）：平成29年3月31日公布、一部を除き平成29年4月1日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>地方税法の一部改正（平成29年法律第2号）に伴い、企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 企業主導型保育事業の用に供する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を、3分の1とする。 2 控除対象配偶者の要件に納税義務者の前年の合計所得が1,000万円以下であることが加えられ、従前の「控除対象配偶者」に該当する者が「同一生計配偶者」と定

	<p>義されたことに伴い、規定を整備する。</p> <p>3 1は平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用する旨の経過措置を規定する。</p> <p>4 2は平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用する旨の経過措置を規定する。</p> <p>○施行期日 公布の日から。ただし、2および4は平成31年1月1日から。</p>											
<p>5 秋田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 秋田市市税条例の一部改正（平成29年秋田市条例第22号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 市税条例の改正により生じた条ずれを改める。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>											
<p>6 秋田市如斯亭庭園条例を設定する件</p> <p>○要旨</p> <p>1 旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園を本市の歴史を伝える文化遺産として保存し、および活用するとともに、本市の観光の振興に資するため、庭園を秋田市旭川南町2番73号に設置することとする。</p> <p>2 庭園に入園しようとする者は、入園料を納付しなければならないこととし、その額は次のとおりとする。</p>	<p>○設定理由 如斯亭庭園（以下「庭園」という。）を設置し、入園料等を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p>											
	<table border="1" data-bbox="295 1601 1364 1780"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入園料</td> <td>個人</td> <td>1人 200円</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>1人 160円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年間入園料</td> <td>1人 500円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		金 額	入園料	個人	1人 200円	団体	1人 160円	年間入園料		1人 500円
区 分		金 額										
入園料	個人	1人 200円										
	団体	1人 160円										
年間入園料		1人 500円										
<p>備考</p> <p>1 団体とは、入園しようとする者（高校生以下を除く。）の人数が20人以上の団体をいう。</p> <p>2 年間入園料を納付した者は、当該納付をした日から起算して1年の間、庭園に入園することができるものとする。</p> <p>3 高校生以下の入園料は、無料とする。</p>												

<p>3 市長は、特に必要があると認めるときは、入園料を減免することができることとする。</p> <p>4 既納の入園料は、原則として還付しないこととする。</p> <p>5 庭園の施設および設備を汚損したときは、その損害を賠償しなければならないこと等とする。</p>	
<p>7 秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する件</p>	<p>○施行期日 平成29年10月21日から</p> <p>○改正理由 如斯亭庭園（以下「庭園」という。）を共通観覧券の対象となる文化施設に加えるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 共通観覧券により庭園に入園することができることとする。 2 共通観覧券により庭園に入園しようとする者は、庭園の入園料を納付した者とみなすこととする。 3 施行日前に発行された共通観覧券は、改正後の条例により発行した共通観覧券とみなす旨の経過措置を規定する。</p> <p>○施行期日 平成29年10月21日から</p>
<p>8 秋田市平和公園条例等の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 墓地の返還があった場合の永代使用料の還付について定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 次に掲げる条例に規定する永代使用料について、使用者の都合により墓地の返還があったときは、その全部又は一部を還付することができることとする。</p> <p>(1) 秋田市平和公園条例 (2) 秋田市南西墓地条例 (3) 秋田市河辺墓地条例 (4) 秋田市北部墓地条例</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>

9	<p>秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成29年内閣府・国土交通省令第1号）：平成29年2月7日公布、平成29年2月14日施行 ・道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成26年内閣府・国土交通省令第2号）：平成26年3月25日公布、平成26年4月1日施行 <p style="text-align: center;">「 単 行 案 」 13件</p>	<p>○改正理由 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正（平成29年内閣府・国土交通省令第1号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 この条例において引用している案内標識の番号のずれ等を改める。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
10	<p>地方独立行政法人市立秋田総合病院中期計画の一部の変更を認可する件</p>	<p>○市立秋田総合病院の改築等に関する地方独立行政法人市立秋田総合病院中期計画の一部の変更を認可するため、議会の議決を求めようとするもの</p> <p>※提出根拠法：地方独立行政法人法第83条第3項</p>
11	<p>公有水面埋立に関する意見を提出する件</p>	<p>○秋田港の公有水面埋立に関し、秋田港港湾管理者である秋田県知事から意見を求められたことに対して、同意しようとするもの</p> <p>※提出根拠法：公有水面埋立法第3条第4項</p>
12	<p>市道路線を認定する件</p>	<p>○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定路線 4路線 延長337.80m ・認定後の市道路線延長 約2,017.0km <p>※提出根拠法：道路法第8条第2項</p>
13	<p>飯島南地区コミュニティセンター（仮称）新築工事請負契約を締結する件</p>	<p>○飯島南地区コミュニティセンター（仮称）新築工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市飯島字南場掛317番3ほか ・契約金額 327,788,640円 ・契約先 シブヤ・珍田・石井建設工事共同企業体 ・工期 平成30年5月15日まで ・工事概要 本体工事 敷地面積 1,851.15㎡

		<p>構造規模 鉄骨造 2階建て</p> <p>建築面積 706.05㎡</p> <p>延べ面積 733.18㎡</p> <p>施設機能 1階 玄関ホール、事務室、多目的ホール、器具庫、和室1・2、談話コーナー、トイレ他</p> <p>2階 洋室1・2、給湯室、物置</p> <p>外構工事 準備（既存撤去）工事、駐車場整備工事他</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
14	高梨台市営住宅新築工事(第3期)請負契約を締結する件	<p>○高梨台市営住宅新築工事（第3期）請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市新藤田字高梨台173番2 ・契約金額 300,780,000円 ・契約先 住建・山建開発・田村建設工事共同企業体 ・工期 平成30年3月16日まで ・工事概要 <p>Aタイプ</p> <p>木造2階建て長屋 268㎡ 2棟(10戸)</p> <p>Bタイプ</p> <p>木造2階建て長屋 382㎡ 1棟(6戸)</p> <p>木造2階建て長屋 254㎡ 1棟(4戸)</p> <p>Cタイプ</p> <p>木造平家建て長屋 122㎡ 1棟(4戸)</p> <p>付属屋</p> <p>屋外物置 4棟</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
15	秋田市立旭川小学校屋内運動場および特別教室棟大規模改造工事請負契約を締結する件	<p>○秋田市立旭川小学校屋内運動場および特別教室棟大規模改造工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市手形字才の浜63番地 ・契約金額 259,200,000円 ・契約先 三菱マテリアル電子化成・中山組建設工事共同企業体 ・工期 平成30年3月23日まで ・工事概要

		<p>特別教室棟 R C造平家 752㎡ 屋内運動場 鉄骨造2階 989㎡ 渡り廊下棟 R C造2階建て 27㎡ ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
16	秋田市立泉中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約を締結する件	<p>○秋田市立泉中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市泉北二丁目6番1号 ・契約金額 221,940,000円 ・契約先 中央土建・栗野建設工事共同企業体 ・工期 平成30年2月28日まで ・工事概要 屋内運動場 鉄骨造2階建て 1,326㎡ ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
17	秋田市立秋田商業高等学校サッカーグラウンド改修工事請負契約を締結する件	<p>○秋田市立秋田商業高等学校サッカーグラウンド改修工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市新屋勝平台1番1号 ・契約金額 138,240,000円 ・契約先 秋田舗道・英明工務店建設工事共同企業体 ・工期 平成30年3月23日まで ・工事概要 人工芝舗装 9,400㎡ 散水栓 4基 排水工 一式 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
18	救助工作車を買い入れる件	<p>○救助工作車を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市消防本部 ・契約金額 110,160,000円 ・契約先 株式会社相場商店 ・納期 平成30年2月28日まで ・主要諸元 条件 救助工作車Ⅱ型 全長 7,800mm以下 全幅 2,320mm以下 乗車定員 6名 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項

19	消防ポンプ自動車を買入れる件	<p>○消防ポンプ自動車を買入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市消防本部 ・契約金額 35,640,000円 ・契約先 有限会社北陵産業 ・納期 平成30年1月31日まで ・主要諸元 条 件 消防ポンプ自動車CD-I型 全 長 6,000mm以下 全 幅 2,000mm以下 乗車定員 5名 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
20	消防ポンプ自動車を買入れる件	<p>○消防ポンプ自動車を買入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市消防本部 ・契約金額 24,300,000円 ・契約先 猿田興業株式会社 ・納期 平成30年1月31日まで ・主要諸元 条 件 消防ポンプ自動車CD-I型 全 長 5,000mm～5,150mm以内 全 幅 1,750mm～1,900mm以内 乗車定員 6名 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
21	救急自動車を買入れる件	<p>○救急自動車を買入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市消防本部 ・契約金額 26,168,400円 ・契約先 秋田トヨタ自動車株式会社 ・納期 平成30年1月29日まで ・主要諸元 条 件 高規格救急自動車 全 長 5,800mm以下 全 幅 2,050mm以下 乗車定員 7名 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
22	救急自動車を買入れる件	<p>○救急自動車を買入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市消防本部 ・契約金額 21,319,200円 ・契約先 秋田トヨタ自動車株式会社

		<ul style="list-style-type: none"> ・納 期 平成30年 1 月29日まで ・主要諸元 条 件 高規格救急自動車 全 長 5,800mm以下 全 幅 2,050mm以下 乗車定員 7名 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
	「 予 算 案 」 3件	
23	平成29年度秋田市一般会計補正予算（第2号）の件	} ○資料別紙
24	平成29年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）の件	
25	平成29年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）の件	
	「 追 加 提 案 」	
	「 人 事 案 」 21件	
26	秋田市農業委員会委員の任命について同意を求める件（19件）	○農業委員会委員の任命について同意を求めようとするもの
44		<ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：農業委員会等に関する法律第8条第1項</p>
45	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員木村清志氏の任期満了（平成29年9月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの
		<ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>
46	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員加賀谷ユウ子氏の任期満了（平成29年9月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの
		<ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>